

# 三重県弓道連盟規約 施行規則

## (目的)

第1条 三重県弓道連盟規約の円滑な施行を図るため、規約第26条の規定に基づき、施行規則を定める。

## (理事の選出)

第2条 理事は、次の方法により選出する。

- (1) 北勢地区（四日市市以北）から2名
- (2) 鈴亀地区（鈴鹿市、亀山市）から2名
- (3) 中勢地区（津市）から2名
- (4) 南勢地区（松阪市以南）から2名
- (5) 伊賀地区（伊賀市、名張市）から1名
- (6) 高体連弓道専門部から1名
- (7) 会長が若干名を指名する

## (評議員の選出)

第3条 評議員は、次の方法により選出する。

各支部から選出し、支部会員30名までは1名、31名から60名まで2名、61名以上の支部は3名とする。

## (会費)

第4条 個人会員の会費の年額は、次のとおりとする。

- (1) 初段以下・・・・・・・・・・2,000円
- (2) 弐段、参段、四段・・・・・・・・4,000円
- (3) 五段・・・・・・・・・・6,000円
- (4) 称号受有者・・・・・・・・・・7,000円

上記の段位は年度当初のものとする。

2. 大学、高専、高校の弓道部員は段位の有無にかかわらず会費を年額1,000円とする。
3. 中学生以下及び名誉役員は会費を免除する。
4. 都合により会員活動を一時休止する者は、会費を免除する。
5. 会費は各支部、大学、高専及び高校で代行集金をし、各支部はその年度の4月当初までに、大学、高専及び高校は6月末までに一括納入する。

## (協力金)

第5条 会員は、審査又は推薦により昇段昇格した者は、その都度協力金を納入するものとする。登録料・協力金は別表のとおりとする。

## (専門部)

第6条 本連盟は、次の専門部を置く。

- (1) 総務部      (2) 審査部      (3) 競技部      (4) 指導部
- (5) 国体強化部      (6) 高体連部      (7) ねんりん部
- (8) 青年部

## 附則

この施行規則は平成30年4月1日から施行する。

## 施行・改廃の記録

- 1) この施行規則は、昭和60年5月19日から施行された三重県弓道連盟規約の内規を改め、新たに三重県弓道連盟規約施行規則として、平成24年2月18日

から施行する。

- 2) この施行規則は、平成26年3月23日に一部改正する。(第5条)
- 3) この施行規則は、平成29年2月26日に一部改正する。(第6条)
- 4) この施行規則は、平成30年2月25日に一部改正する。(第4条)

ホームページに掲載のため、連盟、会計、審査の過去分含めた各事務局所在地を削除。